

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第31号

### 寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の72.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

臨時的任用職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	144,100
2	148,600
3	153,000
4	158,300
5	164,200
6	170,100
7	180,700
8	187,200
9	194,000
10	199,700
11	204,800
12	209,800

13	214, 800
14	219, 100
15	222, 400
16	225, 600
17	229, 000
18	232, 400
19	235, 300
20	238, 000
21	240, 800
22	243, 500
23	246, 100
24	247, 600

別表第2(第6条関係)

非常勤職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	111, 000
2	114, 400
3	117, 800
4	121, 900
5	126, 400
6	131, 000
7	139, 100
8	144, 100
9	149, 400

10	153,800
11	157,700
12	161,500
13	165,400
14	168,700
15	171,200
16	173,700
17	176,300
18	178,900
19	181,200
20	183,300
21	185,400
22	187,500
23	189,500
24	190,700
25	192,200
26	193,700
27	195,200
28	196,700
29	198,200
30	199,700

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。